



建替事業・建替配慮書に係る検討

改正環境影響評価法の施行に関する技術検討会（第 1 回）

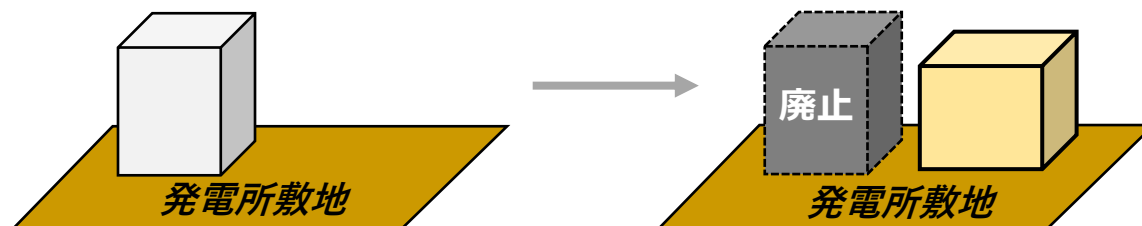
令和 7 年10月27日
環境省 環境影響評価課

建替事業の要件について

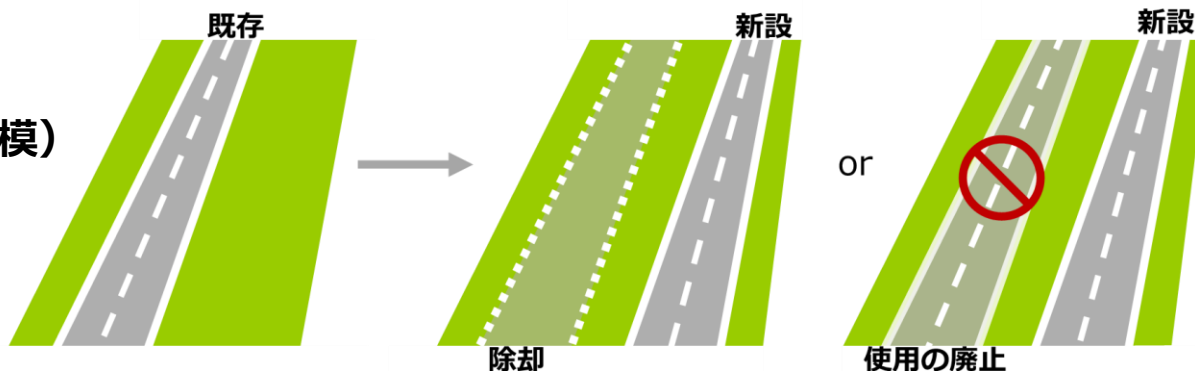
建替事業の実施が想定される事業種

- 環境影響評価法は、規模が大きく環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業種を対象としている。
- 対象事業のうち、**発電事業においては、既存の発電所・発電設備を除却又は廃止し新たに設置する（以下「建替え」という。）事業がこれまで多数実施されてきている。**
- 一方で、発電事業以外の法対象事業種（道路、河川工事、鉄道、飛行場、廃棄物最終処分場及び面的整備事業）においては、老朽化等により一部をメンテナンスして長寿命化を図ることはあるものの、既設工作物を除却又は廃止し、同種の工作物を同一又は近接した区域に新設した事業について環境影響評価法に基づく手続が行われた実績はない。

実績ありの例：発電事業 （火力の場合）



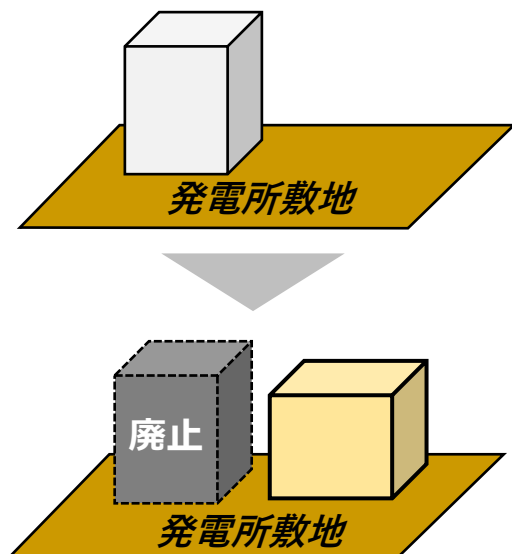
実績なしの例：道路事業 （法対象となる規模）



発電所事業の建替実績

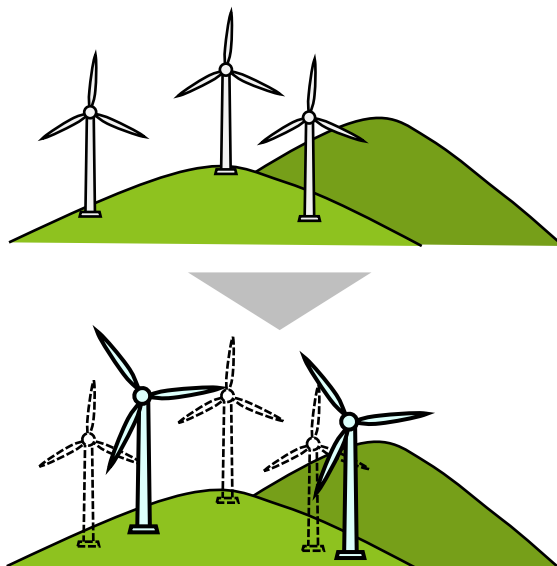
- 令和7年3月末までに評価書が確定した事業において、建替えが実施されたのは**火力発電・風力発電・地熱発電**の3つであると考えられる。

火力発電所



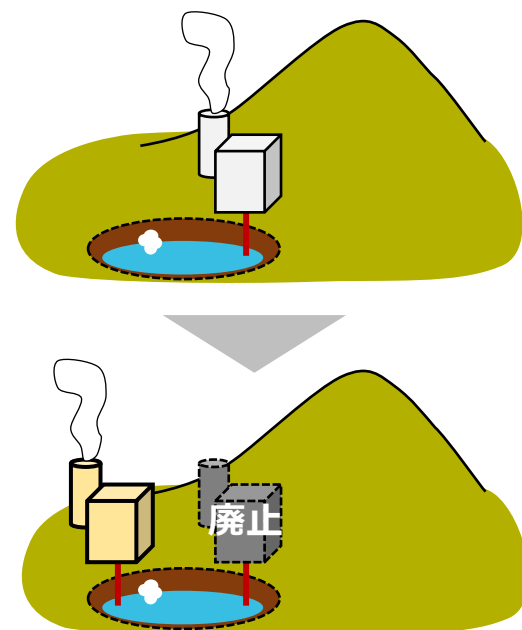
24事例

風力発電所



19事例

地熱発電所



3事例

建替事業の適用要件を定めるにあたって

- 建替え前の事業と建替え後の事業において、「距離や規模が大きく変わらない」とはどういうことか検討するにあたっては、環境影響評価法における環境影響評価手続において、評価書の公告後、事業の着手に至るまでに事業目的・内容の変更をした場合に手続の再実施を要しない要件（軽微変更要件）を参考にすることができると考えられる。
- 建替事業の適用要件（距離及び規模の比）を定めるにあたっては、軽微変更要件を参考にするとともに、**これまで建替えの実績があり、今後も建替えが想定される火力発電、風力発電、地熱発電については、建替え前後の距離や規模、環境影響の変化等を踏まえながら検討を進めること**としたい。

参考

環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）（抄）
（対象事業の実施の制限）

第三十一条（略）

- 2 事業者は、第二十七条の規定による公告を行った後に第五条第一項第二号に掲げる事項を変更しようとする場合に
おいて、**当該変更が事業規模の縮小、政令で定める軽微な変更その他の政令で定める変更**に該当するときは、**この法律の規定による環境影響評価その他の手続を経ることを要しない。**

3・4（略）

環境影響評価法施行令（平成九年政令第三百四十六号）（抄）
（法第三十一条第二項の政令で定める軽微な変更等）

第十三条 法第三十一条第二項の政令で定める軽微な変更は、別表第三の第一欄に掲げる対象事業の区分ごとにそれぞれ同表の第二欄に掲げる事業の諸元の変更であって、同表の第三欄に掲げる要件に該当するもの（中略）とする。

2（略）

※法第28条の規定においても、方法書の公告から評価書の公告までの間に事業内容の修正をした場合にも同様の趣旨が記載されているが、評価書の公告後に事業内容の変更を認めることは、環境影響評価手続の最終成果物である評価書に記載された内容と異なった内容で事業を実施することを認めることになるため、評価書の公告前の修正より限定されたものしか認められるべきではないという考え方のもと、事業の諸元が多く設定されたり、手続の再実施を不要とする基準がより厳しくされている。

火力発電所の建替えについて（実績）

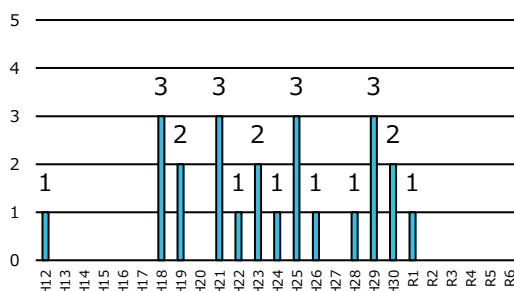
- 環境影響評価法に基づく手続を実施した火力発電事業のうち、建替えが行われた事業について、令和7年3月末までに評価書が確定した24件を対象にした。
- 特徴：①出力50万kW未満の事業が約半数を占める。
②すべての号機を建て替えるのではなく、一部の号機を建て替える事業が多い。

（参考）火力発電所に係る軽微変更要件（距離・規模に係るもの）

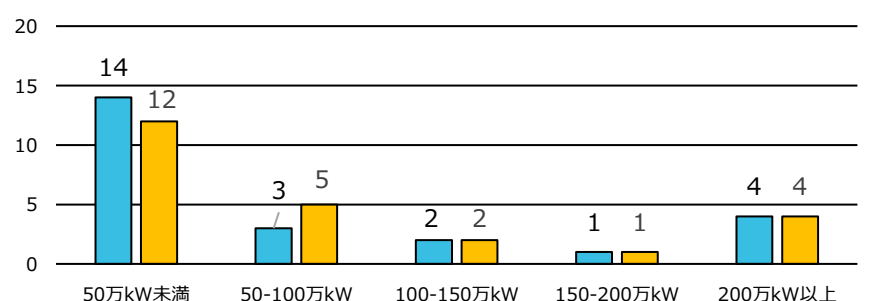
事業区分	事業の諸元	手続を経ることを要しない変更の要件
火力	発電所又は発電設備の出力	発電所又は発電設備の出力が十パーセント以上増加しないこと。
	対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域から三百メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
	(略)	
	放水口の位置	放水口が百メートル以上移動しないこと。

<実績の整理>

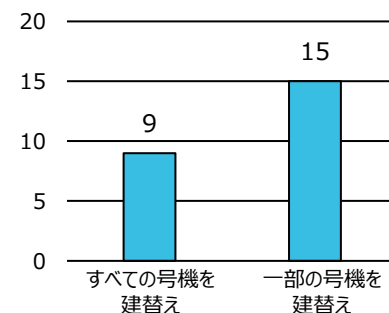
年度別評価書確定件数 n=24



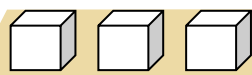
建替事業の出力の分布 n=24



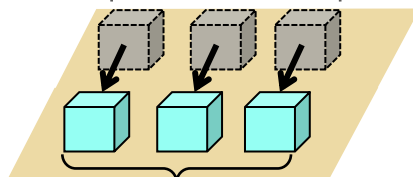
建替えの状況 n=24



「すべての号機を建替え」のイメージ



除却又は廃止

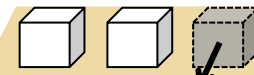


新設

「一部の号機を建替え」のイメージ



除却又は廃止



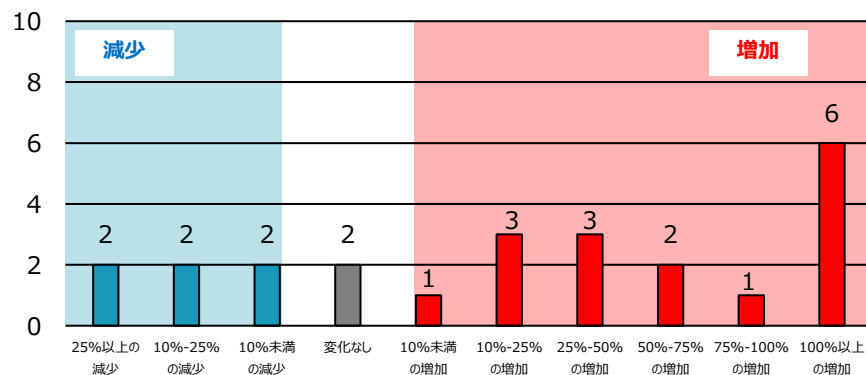
新設

火力発電所の建替えについて（建替えの前後比較）

- 16事業で建替え後の出力が増加しており、うち6事業は100%以上の増加があった。
- 18事業で温排水の放水口の移動はなかった。

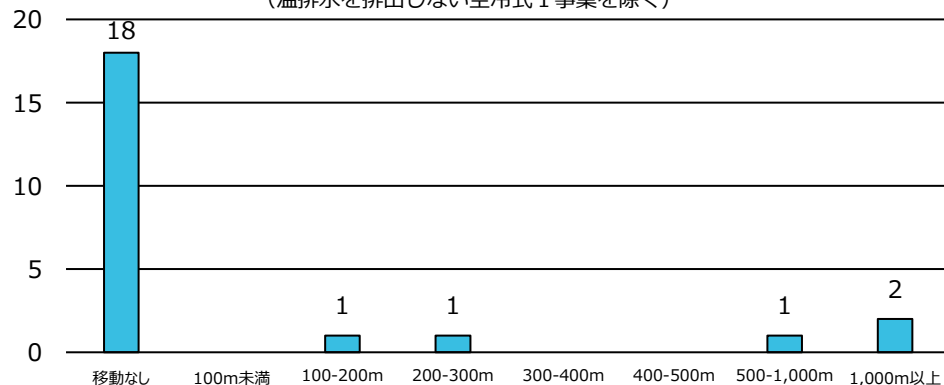
<実績の整理>

建替え分の出力の増減 n=24

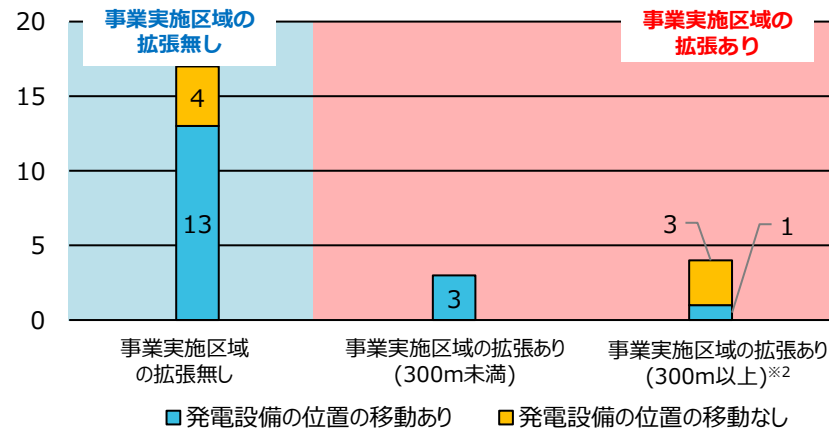


温排水放水口の移動距離の分布 n=23

（温排水を排出しない空冷式1事業を除く）



事業実施区域※1の変更と発電設備の移動 n=24



※1 既設発電所の敷地を建替前の事業実施区域とみなし、建替事業の事業実施区域と比較を行った。

※2 「事業実施区域の拡張あり(300m以上)」のうち発電設備の移動のない3事業については、ガス管、パイプライン、最終処分場の設置により事業実施区域が拡張される。

風力発電所の建替えについて（実績）

- 環境影響評価法に基づく手続を実施した風力発電事業のうち、建替えが行われた事業について、令和7年3月末までに評価書が確定した19件（※）を対象とした。
- 建替え前と建替え後の総出力が大きく変化しない事業が多い。

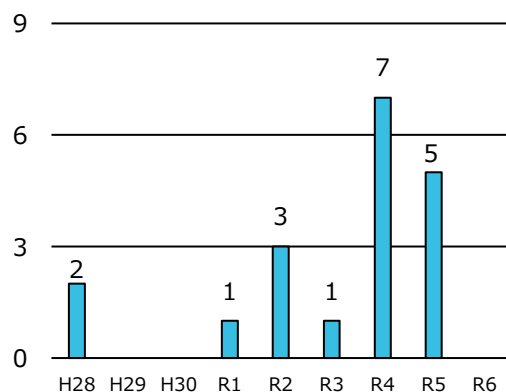
（※）平成24年10月から令和3年10月までは風力発電事業の第一種事業の規模要件は1万kW以上。

（参考）風力発電所に係る軽微変更要件

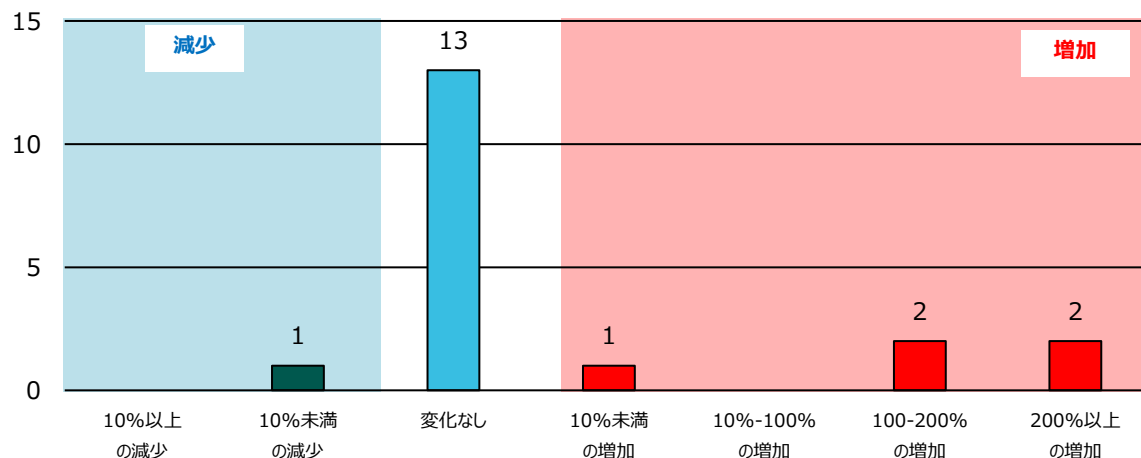
事業区分	事業の諸元	手続を経ることを要しない変更の要件
風力	発電所の出力	発電所の出力が十パーセント以上増加しないこと。
	対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域から三百メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
	発電設備の位置	発電設備が百メートル以上移動しないこと。

＜実績の整理＞

年度別評価書確定件数 n=19



建替え前と建替え後の総出力の変化 n=19

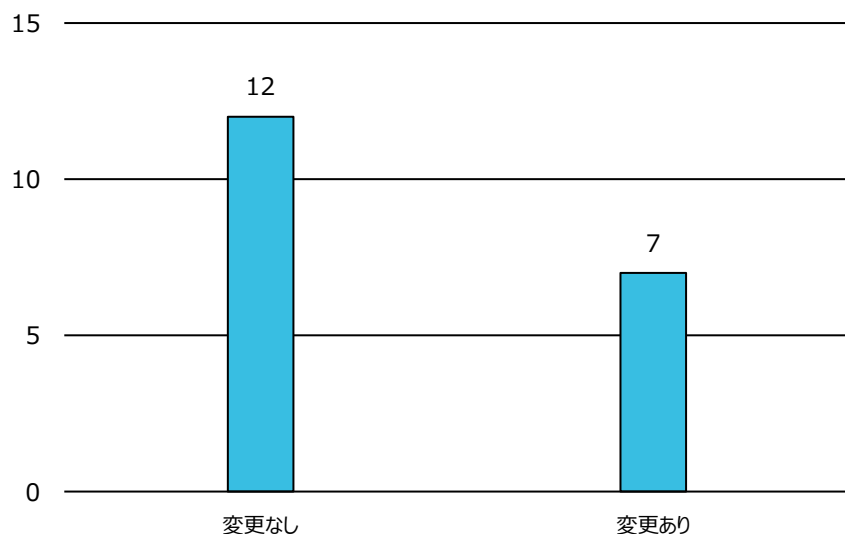


風力発電所の建替えについて（建替えの前後比較）

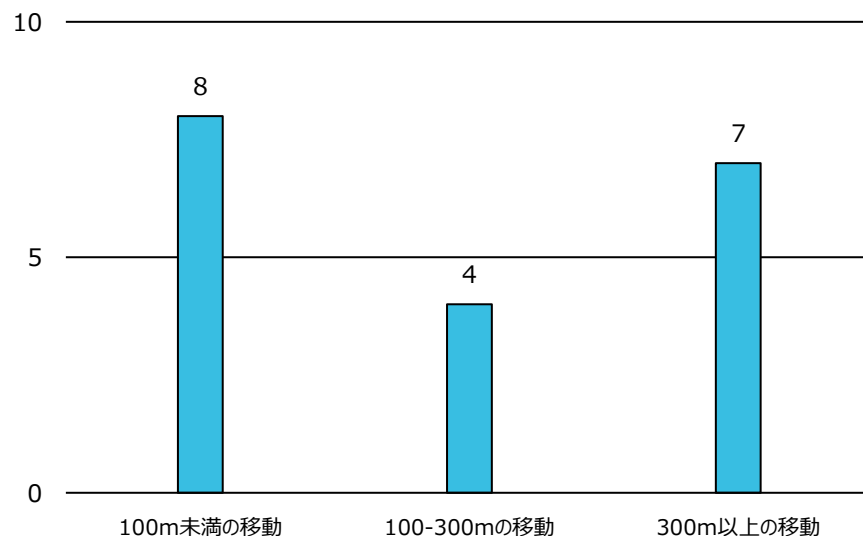
- 建替え前と建替え後の事業区域は大きく変化しないことが多いが、11事業は風車位置が100m以上移動している。うち1事業は事業区域が約2km離れた場所に移動した。

＜実績の整理＞

300m以上の事業区域の変更 n=19



事業ごとの風車の移動距離 n=19



※建替え後の風車が建替え前の風車位置から300m未満の場合を「変更なし」、300m以上離隔している場合を「変更あり」とした。

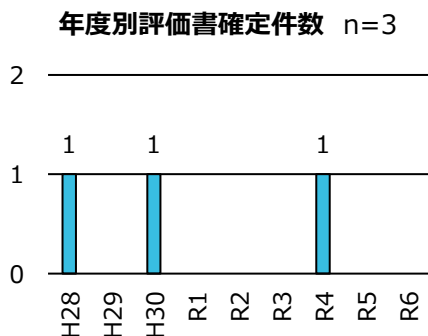
地熱発電所の建替えについて（実績と建替えの前後比較）

- 環境影響評価法に基づく手続を実施した地熱発電事業のうち、建替えが行われた事業について、令和7年3月末までに評価書が確定した3件を対象とした。
- 出力については、1事業が増加し、2事業が減少した。
- 発電設備の建替えについて、すべての事業で既存の発電所敷地内での建替えが行われている。
- 生産井及び還元井について、2事業は既設の流用により位置の変化はなく、1事業は新規掘削により移動があった。

（参考）地熱発電所に係る軽微変更要件（距離・規模に係るもの）

事業区分	事業の諸元	手続を経ることを要しない変更の要件
地熱	発電所又は発電設備の出力	発電所又は発電設備の出力が十パーセント以上増加しないこと。
	対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域から三百メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
	(略)	
	蒸気井又は還元井の位置	蒸気井又は還元井が百メートル以上移動しないこと。

<実績の整理>



	出力の増減率	発電設備設置のための敷地拡張	100m以上の蒸気井の移動	100m以上の還元井の移動	その他
A発電所	16%増	なし	なし	なし	搬入路の新設あり
B発電所	1%減	なし	あり	あり	
C発電所	36%減	なし	なし	なし	

建替配慮書の記載内容について

配慮書の記載内容（通常の事業の場合）

- 環境省が定める「環境影響評価法の規定による主務大臣が定めるべき指針等に関する基本的事項」に基づき定められる主務省令（※）等を踏まえ、配慮書は作成されている。
- 一般的な発電所の配慮書の記載内容は以下の通り。なお具体的な計画段階配慮事項に関する調査・予測・評価については、事業種・地域特性に応じて実施されている。

第1章 第一種事業を実施しようとする者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

第2章 第一種事業の目的及び内容

2-1 第一種事業の目的

2-2 第一種事業の内容

- | | |
|---------------------------------|-------------------------------------|
| (1) 第一種事業の名称 | (5) 第一種事業により設置又は変更される発電所の出力 |
| (2) 第一種事業の実施が想定される区域及びその面積 | (6) 第一種事業により設置又は変更される発電所の設備の配置計画の概要 |
| (3) 第一種事業に係る電気工作物その他の設備に係る事項 | (7) 第一種事業に係る工事の実施に係る期間および工程計画の概要 |
| (4) 第一種事業により設置又は変更される発電所の原動力の種類 | (8) その他の事項 |

第3章 事業実施想定区域及びその周囲の概況

3-1 自然的状況

- (1) 気象、大気質、騒音、振動その他の大気に係る環境の状況
- (2) 水象、水質、水底の底質その他の水に係る環境の状況
- (3) 土壌及び地盤の状況
- (4) 地形及び地質の状況
- (5) 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況
- (6) 景観及び人と自然との触れ合いの活動の状況
- (7) 一般環境中の放射性物質の状況

3-2 社会的状況

- (1) 人口及び産業の状況
- (2) 土地利用の状況
- (3) 河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用の状況
- (4) 交通の状況
- (5) 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況
- (6) 下水道の整備状況
- (7) 環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の環境の保全に関する施策の内容
- (8) その他第一種事業に関する事項

第4章 第一種事業に係る計画段階配慮事項に関する調査、予測及び評価の結果

- (1) 計画段階配慮事項の選定の結果
- (2) 調査、予測及び評価の手法
- (3) 調査、予測及び評価の結果
- (4) 総合的な評価

計画段階配慮事項の例

火力発電：大気質（窒素酸化物）、景観
風力発電：騒音及び超低周波音、風車の影、動物（陸域）、植物、生態系、景観
地熱発電：動物、植物、生態系、景観

（※）**発電事業**の場合、「発電所の設置又は変更の工事の事業に係る計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針、環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針並びに環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令」により示されている。

第5章 その他

建替配慮書の記載事項

- 建替配慮書では、通常の配慮書と大きく異なり、「**当該事業に係る環境の保全のための配慮の内容**」を記載することとしている。
- 「**当該事業に係る環境の保全のための配慮の内容**」は、既に実施されている建替え前の事業において、既存工作物による環境への影響に関して実施した**事後調査や環境監視の結果等を有効活用すること**で、**既存事業の環境影響を踏まえた具体的な環境配慮を整理することができると考えられる。**
- 火力発電、風力発電、地熱発電に関して、既に実施している事業についてはそれぞれの事業の特徴に応じた事後調査や環境監視が実施されることが一般的である。

＜配慮書と建替配慮書の記載内容＞

記載事項	配慮書	建替配慮書
①	第一種事業を実施しようとする者の氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）	
②	第一種事業の目的及び内容	
③	事業実施想定区域及びその周囲の概況	事業実施想定区域
④	計画段階配慮事項ごとに調査、予測及び評価の結果をとりまとめたもの	当該第一種事業に係る環境の保全のための配慮の内容
⑤	その他環境省令で定める事項	

＜発電事業において一般的に行われる事後調査や環境監視の内容＞

火力発電所 地元自治体との環境保全協定等により、大気等の環境監視が行われることが多い。

風力発電所 鳥類への影響等についての事後調査が行われることが多い。

地熱発電所 温泉モニタリングを含む定期的な環境監視が行われることが多い。

本日、御議論いただきたい内容

建替事業・建替配慮書に関する検討事項のまとめ

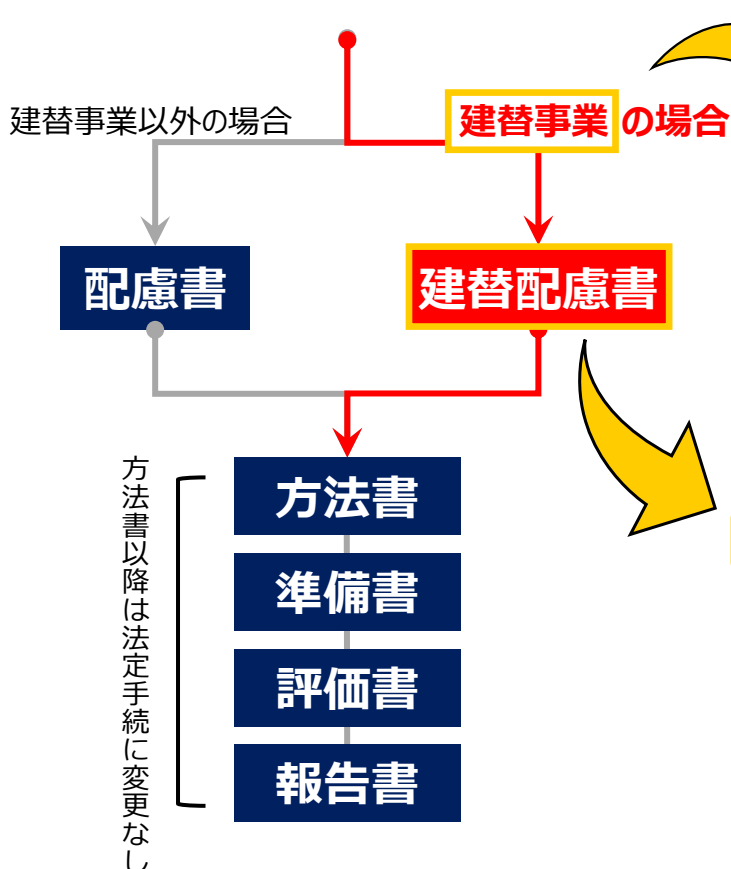
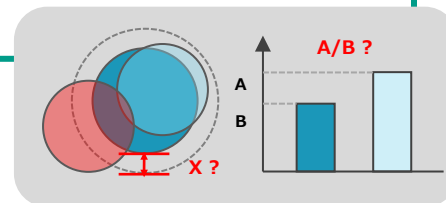
- 規定の施行に向けては、以下2点を整理する必要がある。

① 「建替事業」の要件

② 「建替配慮書」の記載内容

環境影響評価法対象事業

- 第一種事業：配慮書or建替配慮書の手続が**必須**
- 第二種事業：配慮書or建替配慮書の手続が**任意**



① どのような事業が「建替事業」に該当するか

- ✓ 改正法では、**建替事業の要件**を、
 - ・ 既存工作物の設置区域と新設工作物の設置区域との**距離**
 - ・ 既存工作物と新設工作物との**規模の比**によって定めることとしている。

火力・風力・地熱発電所事業について、
建替えの実績を基に、政令で定める距離・規模の比を検討

② 「建替配慮書」にどのような記載が必要か

- ✓ 既存工作物に係る環境監視結果等のうち、
どのような情報が新設工作物の環境影響評価に活用可能か

<既存データの例>

- 環境保全協定等による環境監視結果
- 鳥類への影響等に関する事後調査等
- 温泉モニタリングを含む定期的な環境監視 等

既存事業の環境影響を
踏まえた具体的な環境
配慮を整理

本日、御議論いただきたい内容（建替事業・建替配慮書）

【①「建替事業」の要件】

- 建替事業の要件となる「政令で定める距離・規模の比」を検討するに当たって、考慮すべき事項はなにが考えられるか。
- 具体的な「政令で定める距離・規模の比」として、どういったものが考えられるか。

【②「建替配慮書」の記載内容】

- 配慮書及び建替配慮書の趣旨を踏まえた上で、建替配慮書に記載すべき情報としてどのようなものが考えられるか。
- 建替配慮書において、既存事業の環境影響を踏まえた具体的な環境配慮を整理するために、どのような情報が活用できると考えられるか。

参考：評価書公告後から事業実施前までに事業目的・内容を変更する場合に、方法書以降の手続を再度経ることを要しない要件（施行令別表第三（第十八条関係）より）

事業区分	事業の諸元	手続を経ることを要しない変更の要件
道路	道路の長さ	道路の長さが十パーセント以上増加しないこと。
	対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域から百メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
	車線の数	車線の数が増加しないこと。
	設計速度	設計速度が増加しないこと。
	盛土、切土、トンネル、橋若しくは高架又はその他の構造の別	盛土、切土、トンネル、橋若しくは高架又はその他の構造の別が連続した千メートル以上の区間において変更しないこと。
	インターチェンジ等区域（※1）の位置	変更前のインターチェンジ等区域から五百メートル以上離れた区域が新たにインターチェンジ等区域とならないこと。
林道	林道の長さ	林道の長さが十パーセント以上増加しないこと。
	対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域から二百メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
	林道の設計の基礎となる自動車の速度	林道の設計の基礎となる自動車の速度が増加しないこと。
	トンネル又は橋を設置する区域の位置	トンネル又は長さが二十メートル以上である橋の設置（移設に該当するものを除く。）を新たに行い、又は行わないこととするものでないこと。
ダム	貯水区域の位置	新たに貯水区域となる部分の面積が変更前の貯水面積の十パーセント未満であること。
	コンクリートダム又はフィルダムの別	*
	対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域から五百メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
堰	湛水区域の位置	新たに湛水区域となる部分の面積が変更前の湛水面積の十パーセント未満であること。
	固定堰又は可動堰の別	*
	堰の位置	堰の両端のいずれかが五百メートル以上移動しないこと。
湖沼開発	湖沼開発区域の位置	新たに湖沼開発区域となる部分の面積（水底の区域にあっては、水平投影面積）が変更前の湖沼開発面積の十パーセント未満であること。
放水路	放水路の区域の位置	新たに放水路の区域となる部分の面積が変更前の当該区域の面積の十パーセント未満であること。
新幹線	鉄道の長さ	鉄道の長さが十パーセント以上増加しないこと。
	本線路施設区域の位置	変更前の本線路施設区域から三百メートル以上離れた区域が新たに本線路施設区域とならないこと。
	本線路の数	本線路の増設がないこと。
	鉄道施設の設計の基礎となる列車の最高速度	鉄道施設の設計の基礎となる列車の最高速度が地上の部分において二十キロメートル毎時を超えて増加しないこと。
	運行される列車の本数	運行される列車の本数が十パーセント以上増加せず、又は一日当たり十本を超えて増加しないこと。
	盛土、切土、トンネル若しくは地下、橋若しくは高架又はその他の構造の別	盛土、切土、トンネル若しくは地下、橋若しくは高架又はその他の構造の別が連続した千メートル以上の区間において変更しないこと。
	車庫又は車両検査修繕施設の区域の位置	車庫又は車両検査修繕施設の区域の面積が十ヘクタール以上増加しないこと。
鉄道(軌道)	鉄道(軌道)の長さ	鉄道(軌道)の長さが十パーセント以上増加しないこと。
	本線路施設区域の位置	変更前の本線路施設区域から百メートル以上離れた区域が新たに本線路施設区域とならないこと。
	本線路の数	本線路の増設がないこと。
	鉄道施設(軌道)の設計の基礎となる列車(車両)の最高速度	鉄道施設(軌道の施設)の設計の基礎となる列車(車両)の最高速度が地上の部分において十キロメートル毎時を超えて増加しないこと。
	運行される列車(車両)の本数	地上の部分において、運行される列車(車両)の本数が十パーセント以上増加せず、又は一日当たり十本を超えて増加しないこと。
	盛土、切土、トンネル若しくは地下、橋若しくは高架又はその他の構造の別	盛土、切土、トンネル若しくは地下、橋若しくは高架又はその他の構造の別が連続した千メートル以上の区間において変更しないこと。
	車庫又は車両検査修繕施設の区域の位置	車庫又は車両検査修繕施設の区域の面積が十ヘクタール以上増加しないこと。
飛行場	滑走路の長さ	滑走路の長さが三百メートルを超えて増加しないこと。
	飛行場及びその施設の区域の位置	新たに飛行場及びその施設の区域となる部分の面積が二十ヘクタール未満であること。
	対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域から五百メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
	利用を予定する航空機の種類又は数	変更前の飛行場周辺区域（※2）から五百メートル以上離れた陸地の区域が新たに飛行場周辺区域とならないこと。

* 変更内容に関係なく手続の再実施が必要。

※1 高速自動車国道と交通の用に供する施設を連結させるための高速自動車国道の施設その他道路と交通の用に供する施設を連結させるための施設で当該高速自動車国道の施設に準ずる規模を有するものを設置する区域。

※2 公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律施行令（昭和四十二年政令第二百八十四号）第六条の規定を適用した場合における同条に規定する時間帯補正等価騒音レベルが環境省令で定める値以上となる区域。

16

事業区分	事業の諸元	手続を経ることを要しない変更の要件
水力	発電所又は発電設備の出力	発電所又は発電設備の出力が十パーセント以上増加しないこと。
	ダムの貯水区域の位置	新たにダムの貯水区域となる部分の面積が変更前の当該区域の面積の十パーセント未満であること。
	堰の湛水区域の位置	新たに堰の湛水区域となる部分の面積が変更前の湛水面積の十パーセント未満であり、又は一ヘクタール未満であること。
	ダムのコンクリートダム又はフィルダムの別	*
	対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域から五百メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
	減水区間の位置	新たに減水区間となる部分の長さが変更前の減水区間の長さの二十パーセント未満であり、又は百メートル未満であること。
火力	発電所又は発電設備の出力	発電所又は発電設備の出力が十パーセント以上増加しないこと。
	対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域から三百メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
	原動力についての汽力、ガスタービン、内燃力又はこれらを組み合わせたものの別	*
	燃料の種類	
	冷却方式についての冷却塔、冷却池又はその他のものの別	
	年間燃料使用量	年間燃料使用量が十パーセント以上増加しないこと。
	ばい煙の時間排出量	ばい煙の時間排出量が十パーセント以上増加しないこと。
	煙突の高さ	煙突の高さが十パーセント以上減少しないこと。
	温排水の排出先の水面又は水中の別	*
	放水口の位置	放水口が百メートル以上移動しないこと。
地熱	発電所又は発電設備の出力	発電所又は発電設備の出力が十パーセント以上増加しないこと。
	対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域から三百メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
	冷却塔の高さ	冷却塔の高さが十パーセント以上減少しないこと。
	蒸気井又は還元井の位置	蒸気井又は還元井が百メートル以上移動しないこと。
原子力	発電所又は発電設備の出力	発電所又は発電設備の出力が十パーセント以上増加しないこと。
	対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域から三百メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
	温排水の排出先の水面又は水中の別	*
	放水口の位置	放水口が百メートル以上移動しないこと。
太陽光	発電所の出力	発電所の出力が十パーセント以上増加しないこと。
	対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域から三百メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
風力	発電所の出力	発電所の出力が十パーセント以上増加しないこと。
	対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域から三百メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
	発電設備の位置	発電設備が百メートル以上移動しないこと。
最終処分場	埋立処分場所の位置	新たに埋立処分場所となる部分の面積が変更前の埋立処分場所の面積の十パーセント未満であること。
	最終処分場の別（※３）	*
埋立/干拓	埋立干拓区域の位置	新たに埋立干拓区域となる部分の面積が変更前の埋立干拓区域の面積の十パーセント未満であること。
	対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域から五百メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
面的整備事業	施行区域の位置	新たに施行区域となる部分の面積が変更前の施行区域の面積の十パーセント未満であり、かつ、二十ヘクタール未満であること。
	土地の利用計画における工業の用、商業の用、住宅の用又はその他の利用目的ごとの土地の面積	土地の利用計画における工業の用の土地の面積が変更前の当該土地の面積の二十パーセント以上増加せず、又は十ヘクタール以上増加しないこと。
宅地造成	造成に係る土地の位置	新たに造成に係る土地となる部分の面積が変更前の当該土地の面積の十パーセント未満であり、かつ、二十ヘクタール未満であること。
	土地の利用計画における工業の用、商業の用、住宅の用又はその他の利用目的ごとの土地の面積	土地の利用計画における工業の用の土地の面積が変更前の当該土地の面積の二十パーセント以上増加せず、又は十ヘクタール以上増加しないこと。

＊ 変更内容に関係なく手続の再実施が必要。

※３ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第七条第十四号イに規定する産業廃棄物の最終処分場、同号ロに規定する産業廃棄物の最終処分場又は一般廃棄物若しくは同号ハに規定する産業廃棄物の最終処分場の別